

畳を処分する方へ

山鹿市環境課

環境センターへの畳の持ち込みについて

1 環境センターに搬入できる畳

- (1) 山鹿市内の一般家庭が自ら持ち込む畳
- (2) 山鹿市内の事業所が自ら持ち込む畳
- (3) 山鹿市内の畳店が、畳（全体・畳表）替えにより一般家庭から無料で引き取った畳及び畳表

一般家庭、事業所、畳店が自ら搬入しないで、第三者に搬入を依頼する場合は、山鹿市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

2 環境センターへの畳の搬入区分表

畳の素材 \ 搬入者	一般家庭	事業所	畳店	建設業 解体業
本畳（すべて天然素材）	○	○	△	×
素材の一部にプラスチック類 を使用している畳	○	×	△	×
素材すべてが、プラスチック類 の畳	○	×	×	×

○：自ら環境センターに搬入する場合、あるいは、山鹿市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼する場合は搬入可能。

△：一般家庭の畳替えに伴い発生する旧畳の処分を依頼された場合のみ搬入可能。

×：産業廃棄物に該当するため搬入禁止

注意）畳の材質により搬入を断る場合があります。

畳表の場合：合成樹脂・塩化ビニール系の材質によるものは搬入できません。

あらゆる事業活動に伴い発生する廃プラスチックに該当しますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

なお、以下の違反あるいは虚偽の申告した場合には、廃棄物処理法により処罰されることがありますのでご注意ください。

【5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科】

- ・無許可業者に処理を委託すること

「法第 6 条の 2 第 6 項」「第 25 条第 1 項第 6 号」

- ・無許可で廃棄物を運搬すること（排出者自らは除く。）

「法第 7 条第 1 項」「法第 25 条第 1 項第 1 号」

- ・産業廃棄物を一般廃棄物と偽って搬入した場合

「法第 16 条の 2」「法第 25 条第 1 項」「法第 25 条第 15 項」